

市町村相談窓口一覧(H28年度)

| 担当所属 | 事務の概要 | |
|-----------------|--|---|
| 知事公室 | 広報広聴課 | 相談窓口に関する事。 |
| | 統計課 | 統計に関する事。 |
| | 国際課 | 国際交流、国際協力等国際化の推進に関する事。 東アジア地方政府会合に関する事。 |
| | 防災統括室 | 災害対策に関する事。 国民保護に関する事。 |
| | 消防救急課 | 消防に関する事。 消防防災ヘリコプター（防災航空隊）に関する事。 |
| | 安全・安心まちづくり推進課 | 自主防犯・防災に関する啓発、情報提供に関する事。 自主防犯・防災の人材育成（リーダー研修）に関する事。 自主防犯団体・自主防災組織の結成、活性化の支援（市町村との連携・情報提供等）に関する事。 交通安全対策に関する事。 |
| 総務部 | 行政経営課 | 行政改革に関する事。 市町村への権限移譲に関する事。 |
| | 税務課 | 県税（個人県民税）に関する事。 市町村交付金等に関する事。 税務職員の市町村派遣に関する事。 |
| | 情報システム課 | 電子自治体の推進に関する事。 公的個人認証サービスに関する事。 県下地域の情報基盤の整備に関する事。 マイナンバー制度に関する事。 |
| | 地域振興部 | 「奈良モデル」実現に向けた取り組みに関する事。 市町村振興に関する事（活力あふれる市町村応援補助金、（財）自治総合センター等助成等）。 市町村その他の地方公共団体の行政（人事・給与、法令、行革等）支援に関する事。 市町村の人材養成への支援に関する事。 市町村財政健全化への支援（地方交付税、地方債等）に関する事。 市町村税収確保への支援。 市町村の行財政情報の分析・情報提供に関する事。 地方創生に関する事。 選挙事務に関する事（県選挙管理委員会）。 |
| 南部東部振興課 | 過疎対策に関する事。 奥大和地域の振興に関する事。 地方創生に関する事。 | |
| 移住・交流推進室 | 奥大和地域の移住・交流の促進に関する事。 | |
| 地域政策課 | 地域の活性化に関する事。 広域連携に関する事。 関西文化学術研究都市の建設の推進に関する企画及び調整に関する事。 土地利用の調整（各種開発事業に係る事前協議）に関する事。 国土利用計画法の施行に関する事。 土地に係る情報の収集等に関する事。 地価調査に関する事。 土地取引の規制に関する事。 水資源対策に関する事。 水源地域対策特別措置法の施行に関する事。 県域水道ファシリティマネジメントに関する事。 水道法に関する事。 | |
| エネルギー政策課 | 再生可能エネルギーの普及促進に関する事 省エネ・節電の取り組みに関する事 水力発電施設周辺地域交付金に関する事 | |
| 文化振興課 | 文化行政の総合企画及び調整に関する事。 文化芸術の振興に関する事。 | |
| 国民文化祭・障害者芸術文化祭課 | 国民文化祭・障害者芸術文化祭に関する事。 | |
| 文化資源活用課 | 世界遺産の登録、保全及び活用に関する事。 歴史的な文化資源の活用に関する事。 | |
| 教育振興課 | 県立大学に関する事。 私立学校に関する事。 大学との連携及び大学の地域貢献の支援に関する事。 地域づくり人材育成・情報発信に関する事。 | |
| 観光局 | ならの観光力向上課 | 観光統計調査に関する事。 旅行業登録に関する事。 宿泊推進に関する事。 記紀・万葉プロジェクトの推進に関する事。 「歩く奈良」の推進に関する事。 巡る奈良事業の推進に関する事。 |
| | 観光プロモーション課 | 観光情報発信、せんとくんにに関する事。 国際交流、国際協力等国際化の推進に関する事。 外国人誘客の促進に関する事。 国際会議の誘致に関する事。 |

市町村相談窓口一覧(H28年度)

| 担当所属 | 事務の概要 | |
|--|--|----------------------|
| 健康福祉部 地域福祉課 | 社会福祉及び社会福祉事業に関すること（地域福祉の推進、市町村社会福祉協議会等の認可及び運営指導、地域福祉権利擁護事業等）。 | |
| | 民生委員の委嘱（解職）及び指導監督（奈良市以外）に関すること。 | |
| | 災害救助（災害救助法、災害要援護者対策）に関すること。 | |
| | 遺家族等援護（中国帰国者援護を含む）に関すること。 | |
| | 旧軍人及び旧軍属に関すること。 | |
| | 生活保護に関すること（市村福祉事務所からの生活保護制度の適正実施に関する相談対応）。 | |
| | 生活困窮者自立支援制度に関すること。 | |
| | 行旅病人及び行旅死亡人取扱に関すること。 | |
| | 指定介護サービス事業者等及び指定障害福祉サービス事業者等の指導監査に関すること。 | |
| | 福祉事務所 | 生活保護法による福祉の措置に関すること。 |
| | 児童福祉法による福祉の措置に関すること。 | |
| | 知的障害者福祉法第11条の規定による連絡調整等（知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護の実施に関し市町村相互間の連絡調整等）の業務に関すること。 | |
| | 母子及び寡婦福祉法による福祉の措置に関すること。 | |
| | 老人福祉法第6条の2の規定による連絡調整等（65歳以上の者等に対する居宅介護等の福祉の措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整等）の業務に関すること。 | |
| 身体障害者福祉法第10条の規定による連絡調整等（身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護の実施に関し市町村相互間の連絡調整等）の業務に関すること。 | | |
| 民生委員（管内町村）の指導に関すること。 | | |
| その他生活困窮者の更生及び援護事務に関すること。 | | |
| 社会福祉総合センター | 社会福祉に関する情報提供、研修等を行うこと。 | |
| 障害福祉課 | 身体障害者福祉に関すること。 | |
| | 知的障害者福祉に関すること。 | |
| 障害者総合支援センター | 心身障害者扶養共済に関すること。 | |
| | その他心身障害者福祉に関すること（発達障害、高次脳機能障害等）。 | |
| | 児童発達支援センターとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援及び障害児相談支援を行うこと。 | |
| | 障害者支援施設及び障害福祉サービス事業を行う事業所として、障害者に対し、施設入所支援、自立訓練、就労継続支援及び短期入所を行うこと。 | |
| 心身障害者福祉センター | 指定特定相談支援事業者として、計画相談支援及び基本相談支援を行うこと。 | |
| | 重症心身障害児に対し、児童発達支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所として、重症心身障害者に対し、生活介護を行うこと。 | |
| | 障害者等のリハビリテーションに関し、調査研究するとともに、講習会、研修会等を開催すること。 | |
| 視覚障害者福祉センター | 福祉センターの設置目的を達成するために必要なこと（障害者スポーツ教室、文化教室）。 | |
| 聴覚障害者支援センター | 点字刊行物等の貸出し及び閲覧事業を行なうこと。 | |
| | 点訳奉仕事業の指導育成及び点字図書等の奨励事業を行うこと。 | |
| 身体障害者更生相談所 | 視覚障害者に関する諸相談に応ずること。 | |
| | 聴覚障害者用の録画物の製作及び貸出しを行うこと。 | |
| | 手話通訳又は要約筆記を行う者の養成又は派遣を行うこと。 | |
| 知的障害者更生相談所 | インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により各種の情報を提供すること。 | |
| | 聴覚障害に関する各種の相談に応ずること。 | |
| 筒井寮 | 身体障害者福祉法第11条の規定による障害者等の福祉に関する業務を行うこと（身体障害者に係る専門的知識及び技術を要する相談指導、補装具の要否判定、自立支援医療の給付判定）。 | |
| 登美学園 | 知的障害者福祉法第12条の規定による知的障害者の福祉に関する業務を行うこと（知的障害者に係る専門的知識及び技術を要する相談指導、医学的・心理学的判定）。 | |
| 長寿社会課 | 障害のある児童（主として視覚障害及び聴覚障害）を入所させ、保護するとともに独立自活に必要な指導及び援助を行うこと。 | |
| | 障害のある児童（主として知的障害）を入所させ、保護するとともに独立自活に必要な指導及び援助を行うこと。 | |
| | 介護保険制度（被保険者、保険料、保険給付、サービス事業者等）に関すること。 | |
| 地域包括ケア推進室 | 老人福祉法（特別養護老人ホーム、社会福祉法人の設立等）、老人保健施設等に関すること。 | |
| | 高齢者の生きがい対策（老人クラブ等）に関すること。 | |
| | その他高齢福祉（敬老事業等）に関すること。 | |
| | 地域包括ケアの推進に関すること。 | |
| | 地域支援事業に関すること。 | |
| | 認知症施策に関すること。 | |
| 保険指導課 | 要介護・要支援認定に関すること。 | |
| | 介護支援専門員の試験・研修・登録に関すること。 | |
| | ヘルパー・福祉用具専門相談員に関すること。 | |
| | 介護予防に関すること。 | |
| 国民健康保険に関すること。 | 後期高齢者医療制度に関すること。 | |
| | 子ども、心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。 | |

市町村相談窓口一覧(H28年度)

| 担当所属 | 事務の概要 | |
|----------------|--|--|
| 健康福祉部 健康づくり推進課 | 健康長寿文化づくりの推進に関する事。 国民健康保険特定健康診査・特定保健指導に関する事。 健康増進事業に関する事(補助金の申請・助成に関する事)。 がん予防に関する事。 | |
| こども・女性局 | 女性活躍推進課 | 男女共同参画行政(国、県、市町村)に関する事。 男女共同参画の広報啓発に関する事。 女性に対する暴力防止に向けた広報啓発に関する事。 女性の人材情報に関する事。 女性就労支援に関する事。 |
| | 女性センター | 男女共同参画社会の実現に向けた、人材育成や能力発揮を支援するための講座・セミナーの開催に関する事。 女性の悩み(一般相談、法律相談)に関する事。 働く女性のための支援に関する事。 女性政策に関わる国、都道府県、市町村が発行する資料や講座・セミナーの開催に役立つ図書情報の収集と提供に関する事。 |
| | 子育て支援課 | 保育所に関する事。 認定こども園に関する事。 放課後児童対策に関する事。 児童厚生施設(児童館・児童遊園)に関する事。 児童手当等に関する事。 少子化対策に関する事。 |
| | こども家庭課 | 乳児院、児童養護施設、里親、助産施設に関する事。 児童虐待防止施策に関する事。 母子福祉及び寡婦福祉の施策に関する事。 こども家庭相談センター、児童自立支援施設(精華学院)に関する事。 児童家庭相談、児童家庭支援センターに関する事。 児童委員・主任児童委員に関する事。 女性の保護及び自立支援の施策に関する事。 配偶者暴力対策に関する事。 |
| | こども家庭相談センター | 児童及び女性の各般の問題につき相談に応ずること。 児童虐待に関する相談に応じ、個々の事案に対応すること。 児童の心理判定等を行うこと。 児童及び女性の一時的保護を行うこと。 要保護女性の相談等に関する事。 配偶者暴力に関する相談に応じ、個々の事案に対応すること。 非行児童等の自立支援に関する事。 |
| 医療政策部 保健所 | 健康の保持及び増進に関する事。 母子保健に関する事。 感染症の予防に関する事。 がん等の生活習慣病対策に関する事。 精神保健福祉相談に関する事。 難病対策に関する事。 原子爆弾被爆者の援護に関する事。 市町村健康増進計画の推進及び健康づくりに関する事。 栄養改善及び栄養調査に関する事。 医師、歯科医師、看護師等の医療従事者・製菓衛生師及び栄養士等免許の申請等に関する事。 歯科保健に関する事。 食育に関する事。 狂犬病の予防、動物愛護及び飼い犬の管理等に関する事。 生活衛生相談に関する事。 食品衛生関係営業許可申請等に関する事。 食品衛生・食品表示に関する事。 病院、診療所及び施術所等の開設、変更等に関する事。 | |
| 地域医療連携課 | 保健医療計画、地域医療構想に関する事。 奈良県医療審議会に関する事。 救急医療、周産期医療、小児医療、災害医療、へき地医療並びに脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の対策に関する事。 | |
| 医師・看護師確保対策室 | 医師・看護師確保対策に関する事。 医師・看護師等医療従事者の免許に関する事。 医師・看護師等修学資金貸与に関する事。 自治医科大学に関する事。 | |
| 保健予防課 | がん医療対策に関する事。 母子保健に関する事(補助金の申請、助成に関する事)。 感染症の予防に関する事(補助金の申請、助成に関する事)。 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事(補助金の申請、助成に関する事)。 自殺対策に関する事。 難病対策に関する事(補助金の申請、助成に関する事)。 アスベストに関連する健康問題に関する事。 | |
| 精神保健福祉センター | 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図ること。 障害者自立支援法に基づく支給要否決定その他の事務における市町村への技術援助に関する事。 | |

市町村相談窓口一覧(H28年度)

| 担当所属 | 事務の概要 |
|---|---|
| くらし創造部 青少年・社会活動推進課 | 地域コミュニティ活動、ボランティア活動及びNPO活動の推進（活動助成等）に関する事。 多様な主体との協働の推進（協働の進め方・職員の意識の醸成）に関する事。 青少年対策の総合企画及び調整に関する事。 青少年健全育成の総合的推進に関する事。 生涯学習の振興に関する企画調整、調査研究、情報提供及び推進体制の整備に関する事。 その他の青少年対策及び生涯学習に関する事（他課の所掌に属するものを除く）。 |
| | スポーツ振興課 生涯スポーツ振興に関する事。 競技スポーツ振興に関する事。 総合型地域スポーツクラブの設立、運営支援に関する事。 |
| | 人権施策課 人権啓発活動地方委託（国庫事業）に関する事。 人権啓発活動（啓発イベント、研修・講座等）の推進に関する事。 人権相談に関する事。 犯罪被害者等支援に関する事。 隣保館、地方改善事業に関する事。 |
| | 消費・生活安全課 消費者行政に関する事。 消費者関係法令（消費者契約法、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法、消費者安全法、奈良県消費生活条例等）に関する事。 |
| | 消費生活センター 消費生活相談に関する事。 |
| | 景観・環境局 環境政策課 環境政策の総合企画及び調整（環境総合計画の策定・進捗管理、環境白書の作成等）に関する事。 環境保全意識の高揚に関する事（こどもエコクラブ、環境保全功労賞等の表彰、環境情報サイト「エコなら」(HP)の運営）。 地球温暖化対策の推進に関する事（実行計画・推進計画）。 環境保全活動の推進に関する事（奈良県環境県民フォーラム）。 環境影響評価に関する事（アセスメント手続き、環境配慮指針等）。 環境の監視に関する事。 循環型社会推進「奈良モデル・プロジェクト」に関する事。 公害の防止に関する法令の施行に関する事（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁（河川・湖沼・地下水）、土壌汚染、浄化槽）。 |
| 廃棄物対策課 一般廃棄物の適正処理に関する事。 一般廃棄物処理施設に関する事。 循環型社会形成推進交付金事業に関する事。 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金事業に関する事。 容器包装リサイクルに関する事。 一般廃棄物処理事業等についての合理化事業計画に関する事（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法における計画の承認）。 | |
| 景観・自然環境課 風致地区の制度の運用に関する事。 歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区（区域の指定、制度の運用）に関する事。 近郊緑地保全区域（行為規制）に関する事。 景観法に関する事。 屋外広告物（条例、屋外広告業登録）に関する事。 採石及び砂利採取（河川砂利を除く）の業の登録、採取の認可、業務管理者試験に関する事。 自然公園（行為規制）に関する事。 自然公園及び長距離自然歩道の整備・利用に関する事。 景観保全地区、環境保全地区（行為の届出）に関する事。 生物多様性（希少野生動植物、外来種）に関する事。 | |
| 産業・雇用振興部 地域産業課 | 鉱業に関する事。 商工業の振興に関する事。 中小企業協同組合等に関する事（他課の所掌に属するものを除く）。 商工会等に関する事。 セーフティネット対策資金を含む商工業の金融に関する事。 信用保証協会に関する事。 貸金業者に関する事。 企業内における人権啓発に関する事。 |
| | 産業政策課 産業政策の企画、立案及び推進に関する事。 新産業の創出に関する事。 中小企業の経営革新に関する事。 産業関連統計の調査及び分析に関する事（他課の所掌に属するものを除く）。 |

市町村相談窓口一覧(H28年度)

| 担当所属 | | 事務の概要 |
|----------|-----------------|---|
| 産業・雇用振興部 | 産業振興総合センター | 創業支援に関する事。 企業の経営支援に関する事。 商業の振興に関する事。 物産及び工芸品の振興に関する事。 技術の交流、技術情報の提供等に関する事。 工業製品、工業材料等の試験及び研究開発に関する事。 工業の生産技術の試験、研究開発及び指導に関する事。 発明考案の奨励に関する事。 計量器に関する事。 産学官連携に関する事。 大規模小売店舗の進出による周辺的生活環境の調整（市町村への意見聴取等）に関する事。 |
| | 企業立地推進課 | 工場及び研究所の立地促進に関する事（産業用地創出のための調査・企業立地意向調査・企業立地優遇制度）。 工場立地法届出業務に関する事。 宿泊施設の立地促進に関する事。 |
| | 雇用政策課 | 労働福祉、労働情報に関する事。 職業能力開発に関する事。 雇用政策・雇用促進に関する事。 |
| | しごとiセンター | 職業・就業の相談に関する事。 職業・就業の情報提供に関する事。 就業に必要な技術講習に関する事。 内職のあっせんに関する事。 |
| 農 林 部 | 農林振興事務所 | 農業生産、農業経営又は農村生活の改善に係る技術及び普及指導に関する事 林業経営に必要な技術の普及指導及び森林の施業の指導に関する事。 土地改良、林道及び治山工事の調査、設計、施行及び監督に関する事。 |
| | マーケティング課 | 農産物の新たな商品開発及び販路拡大に関する事。 農産物の生産、流通、加工及び消費の総合調整に関する事。 卸売市場法の施行に関する事。 |
| | 農業水産振興課 | 農業技術の改良及び普及に関する事。 農産物の生産振興及びブランド化に関する事。 園芸農産物の生産及び流通に関する事。 地域特産物の生産及び流通に関する事。 青果物の価格安定に関する事。 肥料、農薬及び生産資材に関する事。 野生鳥獣による農作物被害対策に関する事。 鳥獣保護及び管理並びに狩猟に関する事（鳥獣保護区、狩猟免許・免許更新・狩猟者登録、有害鳥獣駆除）。 農業機械等に関する事。 農業気象に関する事。 水産業に関する事。 |
| | 農業研究開発センター | 農業生産、農産物、農業経営及び農村生活に関する調査及び試験研究に関する事 農業及び農村生活に係る物の分析又は鑑定に関する事。 |
| | 病害虫防除所 | 植物の検疫及び病害虫の防除に関する事。 |
| | 農業経済課 | 農業協同組合及び農事組合法人に関する事。 農業共済組合に関する事。 |
| | 畜産課 | 畜産の振興に関する事。 家畜の改良増殖に関する事。 家畜及び畜産物の流通対策に関する事。 自給飼料及び流通飼料に関する事。 牧野及び草地改良に関する事。 家畜の衛生及び環境改善に関する事。 獣医事及び動物薬事に関する事。 |
| | 畜産技術センター | 家畜に関する調査及び試験研究に関する事。 家畜の飼養管理及び改良増殖に関する事。 畜産の環境保全に関する事。 飼料の生産及び試験研究に関する事。 |
| | 家畜保健衛生所 | 家畜の伝染病の予防及び家畜衛生の向上に関する事。 家畜の改良、増殖及び奨励に関する事。 獣医事及び動物薬事に関する事。 |
| | 担い手・農地マネジメント課 | 農地活用推進に関する事。 農業振興地域制度に関する事（県基本方針、計画変更県協議・同意、関係機関との調整等）。 農業経営基盤強化促進に関する事（担い手育成、農地利用集積等）。 農業後継者及び農業担い手の育成に関する事。 農業金融（貸付金）に関する事。 農地法の施行に関する事（農地の権利移動、農地の転用許可等）。 国有農地及び開拓財産の管理・処分に関する事。 地籍調査に関する事。 農業会議及び農業委員会に関する事（農業委員会法、交付金・補助金に関する事）。 |
| | なら食と農の魅力創造国際大学校 | 飲食業従事者及び農業者の育成に関する事。 |

市町村相談窓口一覧(H28年度)

| 担当所属 | 事務の概要 |
|--|---|
| 農 林 部 農村振興課 | 土地改良事業に関する事 土地改良区に関する事 換地事務に関する事 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事。 |
| | 入会林野整備促進事業に関する事。 森林組合等に関する事。 林業技術の改善普及に関する事。 特用林産物の生産指導及び奨励に関する事。 林業後継者及び林業の担い手の育成に関する事。 地域森林計画及び森林経営計画に関する事。 森林整備地域活動支援交付金に関する事。 森林の整備に関する事（植栽、間伐等）。 林業用種苗に関する事。 |
| | 林業経営、造林、木材の加工、木材化学、その他林業に関する試験研究、分析及び指導に関する事。 |
| | 山村振興事業の総合企画及び調整に関する事。 林業構造改善事業に関する事。 木材利用及び木材産業体制の整備促進に関する事。 |
| | 林道事業に関する事。 治山事業に関する事。 森林環境税に関する事。 森林国営保険に関する事。 保安林の指定・解除及び保安施設地区の指定に関する事。 森林法に基づく林地開発行為の許可申請全般に関する事。 緑化推進に関する事（緑の募金等（財）奈良県緑化推進協会関連）。 森林保護に関する事。 |
| | 事務所管内の道路、河川、建築確認等に関する事。 補償基準等の整備及び運用に関する事。 土地収用（事業の認定（他の機関が認定庁となる事業を除く）及び代執行）に関する事。 公有地の拡大の推進に関する法律に関する事。 |
| | 建設工事の積算基準の作成に関する事。 建設工事の設計積算の電算処理に関する事。 建設工事の品質管理に関する事。 建設工事の検査に関する事。 建設副産物対策に関する事。 |
| | 建設業に関する事。 公共工事の入札制度及び契約制度に関する事。 公共工事の入札の執行に関する事。 |
| | 道路整備の企画及び調査に関する事。 道路の新設及び改良に関する事。 市町村道に関する事（交通安全施設を除く）。 その他道路に関する事（他課の所掌に属するものを除く）。 京奈和自動車道等の幹線道路に関する事。 |
| | 市町村道の交通安全施設整備（自転車利用促進を含む）に関する事。 道路の災害防除、橋梁補修及び舗装補修に関する事。 橋梁の長寿命化修繕計画策定および点検の実施に関する事。 その他道路に関する事（他課の所掌に属するものを除く）。 |
| | 地域公共交通（地域交通に係るアドバイス、公共交通の利用促進及び支援制度の情報提供等）に関する事。 鉄道及び航空等交通網に関する事。 リニア中央新幹線の建設促進に関する事。 |
| 河川整備（ダムを含む）の企画、調査及び計画に関する事。 河川整備（ダムを含む）及びその施設等の維持管理に関する事。 水防及び洪水情報等の伝達に関する事。 河川の管理に関する事。 河川の砂利に関する事。 河川の環境美化啓発活動に関する事。 河川の災害復旧に関する事。 | |
| 災害に関する事（他課の所掌に属するものを除く）。 | |
| 公共下水道及び都市下水路に関する事（全体計画、実施計画、補助事業の交付申請、事業認可等）。 | |
| 土地収用法に基づく裁決申請手続に関する事。 | |

市町村相談窓口一覧(H28年度)

| 担当所属 | 事務の概要 | | |
|----------|-----------|--|--|
| まちづくり推進局 | 地域デザイン推進課 | 都市の景観形成に関する事。 街路事業に関する事。 連続立体交差事業に関する事。 土地区画整理事業に関する事。 市街地再開発事業に関する事。 都市再生整備計画事業に関する事。 その他まちづくりに関する事。 | |
| | 都市計画室 | 都市計画決定に関する事。 都市計画制限の許可に関する事。 都市計画区域に関する事。 市街化区域及び市街化調整区域に関する事。 地域地区に関する事（用途地域、高度地区、生産緑地地区等）。 建築基準法51条関連都市施設等に関する事（汚物処理場、ごみ焼却場、火葬場、市場等）。 駐車場法に関する事。 | |
| | 公園緑地課 | 都市公園の整備及び管理に関する事（他課の所掌に係るものを除く）。 都市緑化の推進に関する事（他課の所掌に係るものを除く）。 | |
| | 馬見丘陵公園館 | 花き等の栽培展示に関する事。 花き等の栽培の指導に関する事。 | |
| | 住まいまちづくり課 | 公営住宅に関する事。 住環境整備事業に関する事。 新住宅市街地開発法の施行に関する事。 市街地再開発事業に関する事（都市計画施設の整備を伴うものを除く）。 住宅相談窓口の設置・運営に関する事。 住生活基本計画に関する事。 空き家対策特別措置法に関する事。 その他住宅に関する事。 | |
| | 建築課 | 建築基準法の施行に関する事。 都市計画法に基づく開発行為及び宅地造成等規制に関する事。 建築士及び不動産鑑定士に関する事。 宅地建物取引業に関する事。 住宅金融支援機構との契約業務（災害関連融資業務）に関する事。 福祉のまちづくり、建築物の耐震改修に関する事。 その他建築に関する事。 | |
| | 営繕課 | 市町村の公共建築物の保全についての相談及び技術指導に関する事。 | |
| | 教育委員会事務局 | 企画管理室 | 教育委員会の会議に関する事。 教育に関する調査統計に関する事。 教育委員会の点検・評価に関する事。 |
| | | 学校支援課 | 学校施設並びに設備等の管理及び整備に関する事。 |
| | | 教職員課 | 教職員の任免、給与その他人事に関する事。 教職員の定数並びに学級編制に関する事。 教育職員の免許及び認定講習に関する事。 市町村教育委員会に関する事。 教職員の労働安全衛生に関する事。 |
| 学校教育課 | | 市町村立学校等の設置及び廃止に関する事。 小学校・中学校・高校教育に関する事。 情報教育に関する学校の指導に関する事。 公立高等学校等の入学に関する事。 特別支援教育に関する事。 | |
| 生徒指導支援室 | | 生徒指導（いじめ・不登校等）に関する事。 | |
| 人権・地域教育課 | | 地域教育推進のための事業に関する事。 人権教育の推進に係る企画調整及び事業に関する事。 同和問題関係史料センターに関する事。 | |
| 保健体育課 | | 学校体育に関する事。 学校保健・学校安全・学校給食に関する事。 | |
| 文化財保存課 | | 有形文化財・無形文化財・民俗文化財に関する事。 埋蔵文化財・史跡名勝天然記念物に関する事。 銃砲刀剣類の登録及び刀剣類の製作の承認に関する事。 | |
| 文化財保存事務所 | | 文化財等の修理等の受託に関する事。 | |
| 教育研究所 | | 教育関係職員の研修に関する事。 市町村立小・中学校等の学校経営及び教育活動に関する事。 教育相談に関する事。 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関する事。 学校支援に関する事。 幼児教育に関する事。 家庭教育推進のための事業に関する事。 | |

市町村相談窓口一覧(H28年度)

| 担当所属 | | 事務の概要 |
|---------|------------|---|
| 水 道 局 | 総務課 業務課 | 県営水道の給水料金に関する事。 |
| | | 各市町村への県営水道の給水に関する事。 |
| | | 県営水道施設の維持管理に関する事。 |
| | | 応急給水栓の整備等に関する事。 |
| 警 察 本 部 | 各警察署 | 遺失・拾得物に関する事。 |
| | | 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事（風俗営業、古物営業、質屋営業、警備業、銃砲刀剣類所持、火薬類、危険物、公害関係、保健衛生、雇用、麻薬、覚せい剤、けん銃）。 |
| | | 地域安全情報の提供、防犯教室、防犯訓練の実施に関する事。 |
| | | 酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関する事。 |
| | | ストーカー行為等の規制及び被害者の保護に関する事。 |
| | | 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する事。 |
| | | 少年の非行防止・被害少年の保護対策と少年を取り巻く有害環境の浄化に関する事。 |
| | | サイバー犯罪に関する事。 |
| | | 暴力団による不当行為の防止に関する事。 |
| | | 交番・駐在所の運用に関する事。 |
| | | 雑踏警備及び水難、山岳遭難等の救助の実施に関する事。 |
| | | 交通の指導取締りに関する事。 |
| | | 交通安全教育（教室）及び交通安全運動の実施に関する事。 |
| | | 交通事故発生状況等の情報に関する事。 |
| | | 交通信号機、標識等の整備、交通規制及び道路使用許可に関する事。 |
| | | 運転免許に関する事。 |
| | | 災害警備活動、災害警備訓練の実施に関する事。 |